

札幌高等裁判所平成25年(行ケ)第1号参議院議員選挙無効請求事件(判決要旨)

【事案の概要】

本件は、平成25年7月21日に施行された参議院議員通常選挙（本件選挙）について、北海道選挙区の選挙人である原告が、公職選挙法14条1項、別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定（本件定数配分規定）は憲法14条1項等に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の北海道選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

【主文】

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

【理由の要旨】

1(1) 憲法は、投票価値の平等を要求している一方で、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められているから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであって、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。

そこで、検討するに、現行の選挙制度の仕組みは、昭和22年の参議院議員選挙法及び昭和25年の公職選挙法の制定当時は、国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであったということはできないが、社会的、経済的変化の激しい時代にあって不斷に生ずる人口変動の結果、投票価値の著しい不平等状態が生じ、

それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、議員定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

(2) 多角的かつ長期的な視点からの民意を反映し、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとする憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要求が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。

現行の参議院議員の選挙制度は、総定数の枠内で、半数改選という憲法上の要請を踏まえた偶数配分を前提に、都道府県を単位として各選挙区の定数を定める仕組みを探っているが、人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大が続き、総定数を増やす方法を探ることにも制約がある中で、このような仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図ることは、もはや著しく困難な状況に至っている。このことは平成17年10月の専門委員会の報告書において指摘され、最高裁も、選挙区間の最大較差1対5前後が常態化する中で、平成21年大法廷判決では、投票価値の平等という観点からはなお大きな不平等が存する状態であって較差の縮小が求められること、そのために選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であることを指摘した後、平成24年大法廷判決では、選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っており、選挙制度の仕組み自体を見直すことが必要であると判示している。それにもかかわらず、平成24年11月の公職選挙法の改正は、4選挙区で定数を4増4減するにとどまっており、本件選挙当時の最大較差も平成22年選挙当時の5倍と比べ4.77倍と0.23ポイント縮小したにすぎないのであって、単に一部の選挙区の定数を増減する措置の是正では較差を4倍以内に縮小することすらできず、大幅な較差縮小を実現するには、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形に改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の抜本的な見直しが必要であるといわざるを

得ない。これらの事情を総合考慮すると、本件選挙当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、投票価値の平等の重要性に照らしてもはや看過し得ない程度に達しており、これを正当化すべき特別の理由も見いだせない以上、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたというほかはない。

したがって、本件定数配分規定は、憲法の投票価値の平等の要求に反し、違憲状態にあったものと認められる。

2 本件において、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたといえるか否かについて検討する。

平成6年、平成12年及び平成18年改正後の参議院議員定数配分規定については、平成21年大法廷判決までは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものとすることはできないという最高裁の判断が続き、平成21年大法廷判決も、上記規定が憲法に違反するに至っていたものとすることはできない旨判示した上で、投票価値の較差は投票価値の平等の観点からはなお大きな不平等が存する状態であって、その縮小を図ることが求められる状況にあり、その大幅な縮小を図るために現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となる旨指摘したにとどまる。このような経緯を経て、上記規定が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとの最高裁の判断は、平成24年10月17日に言い渡された平成24年大法廷判決によって初めて示されたのであるから、国会において上記規定が違憲状態にあると認識し得たのは、この時点からであったというべきである。

そして、選挙制度の仕組み自体の見直しには、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が求められるなど、事柄の性質上検討すべき課題も多いため、相応の時間を要する。そして、上記大法廷判決後、4選挙区で定数を4増4減する改正が行われた結果、わずかではあるものの、選挙区間の較差が縮小した状態で本件選挙は施行されている。さらに、本件選挙の前後にわたって参議院の選挙制度協議会において協議が行われていること等を考慮すると、国会における取組が上記大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかつたとまでいう

ことはできず、憲法上要求される合理的期間を超過したものと断することはできない。したがって、本件定数配分規定について、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、同規定が憲法14条1項等の規定に違反するものとはいえない。

3 以上によれば、本件選挙が無効であるとは認められないから、原告の請求は理由がない。

なお、国会は、投票価値の平等の観点から選挙区間の較差を是正する方法について幅広い立法裁量権を有しているとはいえ、平成28年施行の参議院議員通常選挙までの間に、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しといった抜本的な是正に向けた取組を早急に行い、立法機関として違憲状態を解消する責務を負っているというべきであり、上記選挙もこのような抜本的な是正を行うことなく施行されるようであれば、参議院議員定数配分規定が違憲であると判断され得ることを銘記すべきである。